

Title	通貨論を中心として再び福澤先生の経済論を観る
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.2 (1933. 2) ,p.273(55)- 309(91)
JaLC DOI	10.14991/001.19330201-0055
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19330201-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

通貨論を中心として再び福澤先生の 經濟論を觀る

高橋 誠 一 郎

吾人は本誌前號所載「梅園、萬里及び福澤先生の經濟論」に於いて、豊後杵築の大儒三浦梅園は、原始的資本主義に在つて最も重要な意義を有する利子徴收貸付に着眼し、是れに由つて封建的富が町人的富に化成せんとする世相に當面して、「商賈が既に素封の富を有すれば、千里控掣の權は半ば既に其の手に歸」せることを痛歎し、梅園の學系を傳へたる同國日出の碩學帆足萬里は、一部有力の町人が諸侯の財政に關與し、封建組織の内部に其の勢力を扶植し、而して之れを腐蝕せしめつゝあるを慨して、財利を士流の手に委せんことを主張し、而して此の萬里流の實學が全盛なりし豊前中津藩より出でたる福澤先生は、經濟的精力を封建的拘束より解放し、日本を錢の國たらしめんことを要望すると共に、文明の教育を受けたる士族若しくは他族の士化したる國民中の最良分子をして實業界に赴かしめて、尙商立國を行はんことを期せられたるを觀た。

梅園は、金銀が、至美至重、萬國皆嚮望する所なるを説きながら、進んで金銀保有の重要な所以を力説し、之れが流入を來さしむ可き外國貿易の利益を主張する重商主義者たることを得ずして、退いて狡猾なる商人が其の一身の利益の爲めに屢々之れを國外に流出せしむるを非難する保守主義者たるに終り、萬里は國民的防護、國民的統一の必要に驅られつゝありし時代の思潮を反映して、幾分歐洲に於ける重商主義的經濟學說に接近せんとするの概を示せるも、而も彼れは富國強兵の因を商工業の發達に求むることなく、又、幕府の鎖國政策に由つて對外的發展を阻せられたる商業資本の勢力が國內的に伸張せんとすることを喜ぶものではなかつた。然るに福澤先生は夙に開國の必要を主張し、先進文明國との觸接によつて、自國の産業を刺激し改良せんことを企圖せられたのであるが、臆がて歐米先進資本主義國の壓力益々大なるを感ずるに及んで、國民主義を強調し、國財に乏しければ、國權も亦、立たず、國權立たざれば、貿易の利も亦、得可からざるを論じ、巨大なる資本を擁し、治外法權を享有して、暴虐を極め、多大の利益を獲得しつゝある外商に對抗するの道を講ぜんとし、而して我が國に於ける實業教育漸く進み、資本主義的生產組織への準備工事、將に成らんとするに及んで、再び自由貿易論に向つて進み、是れに由つて無漏圓滿なる福利に到達せんと企圖せられたことは、吾人が前掲論文中に於いて論じたるが如くである。

二

福澤先生は明治維新前よりして完全なる國民的統一の要求を實現す可き、君主政體の樹立を仰望して居られた。「福翁自傳」の記す所に據るに、先生は、文久二年歐行の船中に於いて、松木弘安及び箕作秋坪と共に日本の時勢を

論じ、ドゥだ連も幕府の一手持は六つかしい、先づ諸大名を集めて獨逸聯邦のやうにしては如何」と述べられたと云ふことである。(明治三十二年六月發兌「福澤自傳」、大正十五年版「福澤全集」第七卷四七四頁)。然しながら、有力なる諸藩の聯盟に依つて國內を支配し、外國との條約の如きは各別に締結して、宛も當時の獨逸聯邦の如きものたらしめんとする所謂「大名同盟」の説が一部人士の間に提唱せらるゝに及んで、先生は斷乎として之れに反對した。先生が慶應二年十一月七日附を以つて、當時恰も幕府の留學生中に選拔せられて、英國行の船中に在つた福澤英之助(和田慎次郎)に與へた書翰中に曰く、「大名同盟の論は不相變行はれ候様子なり。此の義は太郎殿敬輔殿(英國留學生一行の監督川路太郎及び中村敬輔(正直)を指す)へも内々御話し、兼ねて小生の持論にて御論破可被成、同盟の説行はれ候はゞ隨分國はフリーにも可相成候得共、*This freedom is, I know, the freedom to fight among Japanese.* 如何様相考候共、モナルキに無之候ては、唯々大名同士のカジリヤイにて、我が國の文明開化は進み不申、今日の世に出で大名同盟の説を唱へ候者は一國の文明開化を妨げ候者にて、即ち世界中の罪人、萬國公法の許さざる所なり。此の議論は決して御忘却被成間敷候」と。(昭和七年版石河幹明著「福澤諭吉傳」第一卷四六九―四七〇頁参照)。明治四年七月十四日の廢藩置縣に由つて封建の制度は、猶ほ強力なる舊要素を殘存せしめながら、其の形體を滅して、近代的集權的統一國家は其の成立を見た。明治新政府は泰西流の政治組織を學び、泰西流の生産方法を探り、舊來の封建的拘束を解除することが急激であつた。洵に福澤先生の語を借りて云へば「明治政府の發論は攘夷論にして、大事成るに及んで開國主義に變化し、俗に云ふ惡に強きは善にも強しの諺に洩れず、

昨日までの殺人暴客は今日の文明士人となり、青雲に飛翔して、活潑磊落、言ふとして實行せざるはなく、實行して効を奏せざるはなし。傍觀の吾れ吾れに於いても拍手、快と稱す、況して當局の本人に於いては愉快極まり、得意極まる、有様であつた。(「福澤全集緒言」同書第一卷七六―七頁)。

明治五年十一月には「今、本邦古昔の制に基き、海外各國の式を斟酌し、全國募兵の法を設け、國家保護の基を立てんと欲す」と詔せられて、全國皆兵主義に據る徵兵令制定せられ、翌六年十二月には「家祿奉還の者へ資金被下方規則」布告せられ、終に同九年八月に至り、金祿公債證書發行條例發布せられて、家祿賞典祿悉く皆、政府の負債と看做され、武士階級制度は廢止せられて、土地俸祿に衣食せる者は金祿公債所有者と化した。而して其の結果たる舊武士階級の收入激減に基く政治的危険を防止するが爲めに彼れ等に對して投産の手段を講じなければならなかつた。福澤先生曰く「政府當局の人々も時勢止むを得ざる出來事なりとは云へ、國の爲め大に爲すことある可きの士族をして徒らに溝壑に顛死せしむるを見るに忍びず、又、人窮すれば亂を思ふの恐れ甚だ大なるが爲めに早く士族に産業を授けて、上下和樂の日に遇はんことを希望せざるはなし。斯かる事情のあるが爲めに廢藩置縣以來、全國勸業の事あれば、大抵皆、士族投産の爲めならざるはなき有様なりし」云々と。(明治十六年九月十三日より十七日に互りて「時事新報」に掲げられたる「士族の投産は養蠶製絲を第一とす」――「全集」第九卷、「時事論集」第二卷、經濟篇、一五頁)。

斯くの如き投産方法の一として、日本鐵道會社其の他の設立補助があつた。而して兼ねてより鐵道の敷設を熱心に主張せられて居つた福澤先生は此の日本鐵道會社の設立に就いて岩倉具視等を説いて大に之れを援助せられた。塾員故北川禮彌氏の談に下の如きものがある。「先生は夙に華族の祿券を資本として鐵道敷設の要を認められ、是れが爲め岩倉の門に屢々出入して大に説かれた所、岩倉も始めの中は逡巡遲疑してゐたが、遂に先生の熱心に動かされて、愈々日本鐵道會社の設立を決意するに至つたさうで、其の最後の決心を極めた時、岩倉は先生に向ひ「それでは清水の舞臺から後飛びの氣でやりませう」といつたさうであります」云々。(前掲「傳記」第四卷七六二―三頁。尙ほ同書第三卷二〇五頁参照)。斯くて抽籤に當る所の金祿公債元金を以つて一大鐵道會社を興さんとするの計畫は成つたのである。而して政府は之れに許すに特別の保護を以つてし、發起人及び株主に對し、其の出金の期日より起算し、開業十ヶ年間、年八分の割賦を保證せらるゝことゝ爲つた。

然も不生産階級たる士族の生産階級化は決して容易ではなかつた。兩刀に代へて算盤を取つた彼れ等の多くは所謂「士族の商法」の苦がい經驗を嘗めなければならなかつた。先生曰く「王政維新、徵兵の法を以つて護國の用を濟してより以來、全國四十萬戸の士族は三百年來相續し來りたる職業の大半を失ひしのみならず、之れと同時に政府が人を用ゆるには、唯だ其の賢能如何を察するのみにて、種族の如何を問はざることゝなりしが爲めに、從來士族の専有に屬したる政治上一切の文職の如きも、漸く他の種族の蠶食する所と爲り、遂に文武共に其の職業の全部を失はんとするの有様に陥りたり。斯くの如く祖先傳來の常職の褫がるゝと共に、又其の常祿をも減奪せられ、不幸の藩士は全祿を沒收せられたるも多く、中に幸福の極度として人に羨まるゝ者と雖も、大抵は舊祿の十分の一二

に減少せられたるを以つて、随つて其の生計上、今昔の相違は實に天淵も啻ならざるなり。職祿の變化は假令ひ如何様に大なりとするも、生命のあらん限り、人類の衣食住は廢す可らず、故に此の生命を維持するが爲めに或ひは商業に従事し、或ひは工業に従事し、或ひは農業に従事すと雖も、生來其の教育もなく、熟練もなくして、卒然斯業に従事し、肉袒、以つて他の老功者と眞劍の勝負を争ふ者なるが故に、其の不覺を取るや怪しむに足らず、瞬間にして多くもあらぬ家産を一空し、復た策の施す可きなし。遂に全國四十萬戸二百餘萬の男女をして農工商外に一種の遊民を成すに至らしめたり」と。(全集「第九卷一四一―五頁」)。

士族授産の方法としては荒蕪地の開墾に由る歸農、並びに織物、陶漆器等の大製造所設立に由る賃銀及び俸給生活者化等が試みられたのであるが、未だ以つて士族の大艱難を救ふに足らなかつた。而して福澤先生は兼々士族授産の事業には養蠶製絲の右に出づるものなしとの持論を有して居られた。(同一六頁)。士族は桑樹を培養す可き田圃少なきに困却することある可きが如くであるが、先生は「士族中、相應の邸地を有する者もある可ければ、直ちに之れに桑苗を植付くるも好く、或ひは所有の公債證書もあらば、之れを賣りて桑園に換ふるも好し、又、極めて財産なき者に至れば、他人の桑園に就いて雇作するを得可し。或ひは若し幸に慈善なる有力者あり、相當の資金を投じて、窮寒士族の就業を助成するか、但しは政府自ら其の責に任じて、彼の風説に所謂、士族授産の年金八十萬圓の類を以つて十分に補助する所あらんには、全國四十萬戸の士族は決して桑園なきに苦しまざる可し」と思惟した(同一八九頁)。而して先生は、又、日本全國を桑園と化せしむるも生絲絹布の供給多きに過ぐるの恐れなきものと

觀た。士農工商、身分の高下に由つて絹布を着用するを禁ずるの法、其の力を失ひ、且つ人民の資力著しく増加したるが爲めに全國絹布の需要極めて大となつたのみならず、今後と雖も、人民が富裕と爲るに連れて、其の需要の更に増加す可きは明白であるが、單に日本國內の需要のみに依頼して養蠶の利益を求めんことは到底能くす可きことではない、必ずや、廣く世界の市場に向つて其の販路を求めなければならぬ。然るに幸にして其の販路の廣大なる、日本の養蠶業を何程に盛大ならしむるも、絹布需要の不足を感じるの憂なかる可きである。(同二二―三頁)。先年佛蘭西に於いて麻糸を化して生糸たらしむるの新發明を爲せりと云ふ評判があつたが、其の後更らに音沙汰なく、此の「化絹仙術」も往古の鍊金術と等しく全く無効に歸したものと察せらるゝが故に、廣く世界の市場を通覽して、絹布の需要甚だ廣大なるに拘らず、其の供給尙ほ甚だ不足であつて、假令ひ日本の全力を盡して養蠶に従事するも、終に世界の渴を解くの期なかる可きものと先生は考へられた。(同二四―五頁)。

養蠶の奨励、生糸の輸出は又、國際貸借を我れに順ならしむるものである。嘉永開國以來、國民漸く西洋文明の風化して、随つて文明品の需要を増加し、内に未だ其の製作の伎倆を得ずして、外に其の供給を仰ぐこと頻りなり。天下具眼の士は、斯くては徒らに内國有限の生産力を擧げて外國品購買の資に供するのみであつて際限もなき次第であると做して深く之れを憂へた。(明治三十年二月廿一日「時事新報」所載「幣制改革」——「全集」第九卷、「時事論集」第二卷、經濟篇、二二―三頁)。而も我が國は輸入品に對して關稅の障壁を高うせんとして、而も、安政の五ヶ國條約及び慶應二年二月の「改稅約書」に由る不對等條約に拘束せられ、未だ關稅自主權を有せざるの悲哀

を味はなければならなかつた。新開國の經濟に外國輸入品の税を重くして内國商工の發達を得せしむるは唯一の方便にして、之れを保護政策と云ふ。亞米利加合衆國の如き建國勿々國民の資力乏しく、商工の熟練足らず、萬事意の如くならざるよりして、資金は専ら歐羅巴より輸入せしめて、之れに加ふるに保護税の政策を施し、次第に内國商工の進歩を謀りて、今日の隆盛を致し、今猶ほ舊政策を廢せざるもの」である。然るに我が國の條約は締結の當時より不完全であつて、我れに海關税を上下するの權がなかつた。(同二三六頁)。加之、紙幣の整理未だ行はれずして、對外爲替は著しく我れに不利であつたが爲めに、輸入超過は一層當時の人士をして危惧せしめたのである。明治七八年の頃よりして民間に金貨濫出の談を爲す者があつた。然しながら當時先生は金貨濫出尙ほ憂ふるに足らず、苟も紙幣の發行に制限あれば、物價騰貴の理なし、物價騰貴せざれば、金貨復た濫入するの時ある可しと強いて自ら慰めてゐた。然るに先生の所見は不幸にして大に實際と齟齬し、物價は日々に騰貴するのみならず、金銀貨幣の價も亦、共に騰貴するに至つた。(明治十五年三月十三―十六日「時事新報」論文「通貨論」――「全集」第九卷一〇頁)。

三

斯くの如く福澤先生が猶ほ「苟も紙幣の發行に制限あれば、物價騰貴の理なし、物價騰貴せざれば、金貨復た濫入するの時ある可し」きものと考へて居られた時代の著に明治十一年五月發行の「通貨論」がある。明治十年の西南戰爭によつて、政府は軍費凡そ四千萬圓、歳入の大半を臨時に費した。政府は租税の賦課若しくは公債の發行に依らずして、「百法中、最も容易なる」紙幣増發によつて之れを償つた。是に於いて乎、紙幣下落、銀貨騰貴の禍を醸

して、諸色高直、投機流行の世を現せんとした。明治十一年は、實に、金銀貨幣の價が昂騰の端を發したる頃であつた。即ち明治十年の銀貨一圓平均相場は一圓三錢四厘であつたものが、明治十一年には一圓九錢二厘と爲つてゐるが、其の翌十二年の一圓二十一錢二厘、十三年の一圓四十七錢七厘及び十四年の一圓六十九錢六厘(同年四月、銀貨騰貴の頂上には一圓八十一錢五厘)と比較する時は、未だ其の昂騰の度尠少と稱することが出来る。

當時の經濟論壇は、現在の通用紙幣を以つて既に多きに過ぐると做す者と尙ほ少なしと稱するものとに分れてゐた。先生は、當時の實際に於いて紙幣の多寡は實に國民の幸不幸に關して大なる關係を有するものと觀た。先生は明治十一年四月十五日附を以つて、其の著「通貨論」の緒言中に「假令ひ臆説を唱ふるにも成る可き丈けは力を盡してよく事實を詮索し、然る後に言にも發し、紙にも記さんこと余輩の希ふ所なり。若しも然らずして、未熟の臆説を以つて之れを多しと云へば、臆説の爲めに通貨の價格を變動して、全國の大災難を生ず可し、或ひは臆説を以つて之れを寡しと云へば、恰も勢に乗ずるの紙幣を發行して、亦、大なる災難たる可し。故に多にも寡にも其の臆説を綿密にし、其の論壇を高尙にして、人民は容易に動搖せず、政府は容易に發行せず、唯だ商賣取引の實際のみに注意して、政府も人民も共に用心覺悟することあらば、或ひは災難を免る可き歟」と説いて居られる。(「全集」第五卷三頁)

是れより先き先生が明治十年十二月に出版せられたる著に「民間經濟錄」がある。此の書は先生が泰西の經濟原理を我が國の商工社會に知らしめんとして著されたものである。「明治六年の頃「帳合之法」を發行して、書物は賣

られたれども、扱て此の帳合法を商家の實地に用ひて店の帳面を改革したる者は甚だ少し、聊か落膽せざるを得ず、其の實用に適せざるは尙ほ忍ぶ可しとするも、遇々當時新進の商人又は會社などにて西洋風を氣取り、萬般の施設を新奇にして、帳簿は無論彼國の流儀に限るなどとして、新法を採用したる者の中には、商運非にして、往々失敗したる連中も少なからず、其の原因は必ずしも帳合法の罪に非ざる可けれども、著者の身に於いては、蔭ながら赤面せざるを得ず。依つて苟かに按ずるに商工社會の人が其の營業を西洋風にせんとなれば、先づ西洋の經濟主義を知ること肝要なり。其の根本大體の主義を知らずして、單に帳簿の風を改革するが如き、事の順序に非ず、左れば今日西洋經濟の大概を廣く民間の子弟に教へて其の成長を待つこそ無難の策にして、帳合法も始めて實際の用を爲す可しと思ひ、恰も學校讀本の體裁に綴りたるものは『民間經濟錄』なり。〔全集〕第一卷七五頁。先生は此の著中に於いて、一國の政府は一ケ年の租税を以つて、一ケ年の事務を行ひ、過不足ある可らざる筈であるが、戰爭又は其の外不時の災難に逢つて、會計の不足することなきを得ない、此の時には止むを得ずして、金銀貨幣の手形を出して、一時の融通を爲すことがある、之れを紙幣と云ふと説いてゐる。紙幣は唯だ紙切れであつて、最も價値なきものであるけれども、金銀の名代として用を爲し、之れを金銀に代へんとしたならば、政府にても引替へ、人民も之れを信仰して通用する時は、世間の商賣營業に少しも妨げと爲らずして、至極の便利を達するものである。然しながら其の高、非常に増して、釣合を失つたならば、亦、大に害を爲すことのあるものである。〔全集〕第四卷三八八―九頁。而して一國の通用貨幣と商賣品とは釣合あるものであつて、其の釣合に従つて品物多ければ、品物の

價下落し、貨幣多ければ、貨幣の價下落するを經濟の通法とする。貨幣と品物との間に不釣合あるも、國內の商賣には左まで差支へなきが如くであるが、外國貿易が開始するに至つたならば、外國人は金と品とを所持して、日本の景氣を見渡し、品物にても、貨幣にても、割合の安きものを所望して持ち歸らんとするが故に、鎖國の時代とは大に様子の異なるものがある。既に開港の初めに大判小判を輸出して、我が國に大なる損失を與へたるも是れが爲めである。維新の後は紙幣を發行したのであるが、紙幣は外國に無用なるが故に、彼れ等は金貨に目を附け、品物と金貨との割合を見較べて、少しにても利益あるものを持ち歸ることゝ爲つた。近年、新貨幣の外國に出でたのも、他の理由に據るものではない。此後若し紙幣の發行益々多く、銀行の數も次第に増加するとしたならば、通用貨幣（即ち紙幣、銀行札）の高と商賣品の高とは其の釣合を失ひ、貨幣の價は下落して、品物の價は騰貴す可きである。然しながら、其の品物の騰貴するは、紙に對して高くなるのみであつて、金に對して高くなるのではないからして、外國から金を輸入すれば、其の實は安く之れと交易することゝ爲り、窮極に於いて紙幣を握つて次第々々に其の下げを喰つた者の損失たる可きのみである。先生は斯くの如く觀て居られた。（同三九四―五頁）。

先生は前掲『民間經濟錄』に於いて、「抑も金銀は食物にもならず、又、之れを着て寒暑を防ぐことも出來ず、如何にも無用の物に見ゆれども、之れを人に渡せば、其の代りとして實に入用なる米にても、反物にても、我れに與ふるは何ぞや、金銀を山より掘り出して、貨幣に造るまでは、大に骨折を費して、手間の掛りたるものなればなり」と説かれたのであるが、（同三八六頁）、其の「通貨論」に於いても亦、「金銀貨幣は人工の結果にして、取りも直さず

人の苦痛の塊と云ふも可なり。凡そ人間衣食住のもの、一として人工を経ざるはなし、一として苦痛の塊に非ざるはなしと雖も、所謂、苦は樂の種なるものにして、今日の苦しみは以つて明日の樂しみを買ふ可く、此の人の骨折は以つて彼の人の安樂を致す可くして、苦樂相互に平均するものなれば、人智次第に進み、事物次第に整頓するに従ひ、人間世界に自から徒勞の憂を除く可き筈なり。人に益することもなくして、徒らに苦痛を覺ゆるが如き都合なる事柄は次第に減少する筈なり。然るに今、飢寒を救ふに足らず、目を悦ばしむるに足らざる金銀貨幣を弄して、之れを悦び、之れを重んずるは何ぞや、他に非ず、唯だ其の苦痛の塊たるが故ならん、人に衣食住の品物を與へ、其の代りとして必ず金銀貨幣を渡せとて、之れを促すは、其の人に向つて、汝は礦山に行つて、金銀を掘り來れ、其の金銀は、我れ固より之れを喰ふに非ず、着るに非ず、又、之れを見て悦ぶにも非ず、全く無益のものなれども、我れは唯だ汝が礦山に役して、苦痛する其の有様を見て、之れを樂むのみ、若しも此の苦痛を免れんとならば、先きの品物を返す敷、又は他の品物を持ち來れと云ふに過ぎず、其の不文殺風景なること、博奕に勝利を得たる雲助が、朋輩の肩と草鞋とを質に取り、其の肩を腫らし、足を痛むるを見て、三百文の返済を待つ者に毫も異なることなし、人文開明の社會にある可らざる事なり、「金銀貨幣を作るの徒費は其の無益たること、常備兵に異ならず、其の費額も亦、之れに亞ぐ可きものにして、之れを廢するの說に至つては、假令ひ今の禽獸世界、俗世界に於いても徹頭徹尾行はる可らざるに非ず、或ひは全く之れを廢せざるも、其の一部を救ふの術を施して毫も社會の害を爲さざるなり。其の術とは何ぞや、他に非ず、紙幣の發行即ち是なり」と論じて居られる。(『全集』第五卷三一

四頁及び五頁)。

先生は貨幣價値の基礎を請求權説 (claim theory)、指圖説 (Anweisungstheorie) に求めた。「元來、商賣取引の上に就いて、通用貨幣の機能を論ずれば、單に之れを品物の預り手形と云つて可なり。」(同五頁)。通用貨幣が普通の預り手形と相違するは單に一般的受容性に存する。此の預り手形に金銀を用ゆれば、何程の便利あるや、紙を用ゆれば、何程の不便あるや、聊も區別あることがない。唯だ其の約束の確實なると否とが懸念せらるゝのみであるが、商取引の頻繁なる社會に於いて通用貨幣の必要なる有様は、恰も大勢の酒宴の席に行盃人(酌取)の必要なるが如くであつて、既に必用にして、缺く可らざるものであるならば、之れを大切にしないものはない、世人一般が之れを大切に思へば、之れを頼みにして大丈夫であると云はなければならぬ。そは其の素材價値より來るものではなくして、職能價値より生ずるものである。先生曰く、「而して其の大切な由縁は、品の質に在らずして、其の働きに在るものなり。今、金銀と紙と其の質は異なれども、之れを貨幣に用ひて、働きに異なる所あらざれば、紙を大丈夫なりと云ひて、毫も異論ある可らず、猶ほ彼の行盃人が男子にても、婦人にても、又、子供にても、其の人の如何を問ふに及ばず、唯だ行盃の事を行ふて、宴席に働けば、以つて異論ある可らざるが如し」と。(同七頁)。物々交換若しくは自足自給の行はるゝ地方に在つては、金銀も紙も共に用ゆる所なくして、共に其の貴きを知らない。恰も孤座獨酌に行盃人の不用なるが如くである。苦痛の塊たる金銀であつても、時としては頼みにす可らざることは之れを以つて知る可きである。(同頁)。

而して先生は種々なる理由を擧げて、紙幣が通貨として事實上、金銀貨に比して却つて便利多きことを認めた。(同七―九頁)。論者は、金銀は其の品柄に於いて容易に得難きものであるから、造幣の權を政府が握つて居つても、妄りに貨幣を造ることを得ずして、自から制限の方便たる可きである。若し然らずして紙幣を通用せしめて、之れを制するの權を政府に附與したならば、通貨の發行際限なくして、物價は次第に沸騰し、年々歳々、諸色高直の世と爲る可しと説く。福澤先生は一應此の説を是認しなければならなかつたのであるが、而も必竟、斯くの如き立論の主義は政府を信ぜざるものと做した。既に政府を視て、信ず可らざるものとすれば、人民の爲めに危きものは、唯り紙幣のみに限らない。殊に專制政府に於いては、一切萬事、不安心ならざるものなしと云つてもいい。若し先例を掲げて、政府を疑つたならば、假令ひ金銀貨であつても、紙幣であつても、毫も之れに依頼することを得ない。「徳川政府にて、通用金の新鑄は、其の發行の度毎に、民を損して、官を益したるものなれば、金銀貨にても不條理を行ふ可きの例なり。今日にても、政府たるものが、此の先例に倣ふて、傍若無人の處置を爲さんと欲せば、金銀貨の位を低くして可なり。紙幣の數を増すよりも、現に通用の紙幣を舊紙幣と名づけ、更らに新紙幣を發行して、舊の價を半減にするも可なり。紙幣一新、會計の巻き直しならん。或ひは税法を變革して、次第に重くするも可なり、或ひは私有地を次第に收めて、官地と爲すも可なり、尙ほ甚しきは、政府が直ちに手を下して商賣を始め、以つて人民營業の利を奪ふも可なり」。政府を疑へば、斯くの如き極度の想念にも到達す可きである。先生の主義とする所は、一國の政府を信す可きものとして立論し、以つて紙幣發行の便利に賛するに在つた。(同二〇―二二頁)。

福澤先生は固より、政府紙幣の發行が、國庫より經費を支出する際に行はるゝが故に、濫發の弊に陥り易く、且つ往々、金紙の差、物價騰貴及び爲替の不利を生ずるの虞れあることを知つて居られた。曰く、「然りと雖も、政府の紙幣を發行するは、其の會計上に最も容易にして、行ひ易き術なれば、民の利を奪ふの惡意なくして、識らず知らずの際に、紙數を増す可きの弊なしと云ふ可らず、殊に外國の貿易を開きたる國に於いては、最も注意す可きことなり。國內に紙幣のみを發行して、事實入用の高よりも多きに過ぐる時は、諸色高直と爲る可きは固より辯を俟たず」と。而して、先生は、此の高直なるものは、唯だ名目のみであつて、實の高直ではない、紙に對するの高直であつて、金銀に對するの高直ではない、金銀に對しては、或ひは却つて下直なることあるが故に、此の際に外國から金銀を輸入すれば、名の高直なる品物を實の下直に賣り渡すの禍なしと云ふ可らずと觀た。股鑑遠からず、我が開國の當初に於いて、外國より洋銀を輸入し、名目の高直なる品を、安き實價を以つて賣り渡したるが如きは是れである。開港の初め、日本の蒙れる大損失は實に小判の輸出であつた。當時日本には保字小判以上の古金の通用が甚だ稀れであつて、多くは一步銀、二朱金等を以つて之れを賣買したものであるから、小判は通貨ではなくして、品物と稱す可きであつた。(同二―二頁)。

先生は斯くの如き禍を防ぐの法を以つて、世界萬國普通の相場に従つて、金銀貨幣の位を定め、其の貨幣の名目に準じて紙幣を發行するに在りと做した。即ち國內に通用するものは永く紙幣と定め置き、其の中に少しく金銀貨を交へ用ひて、之れを通用の目安と定め、其の目安と紙幣との釣合を見ることが緊要なるのみである。例へば、紙

幣の一圓と金銀の一圓と大抵同様に通用する間は、紙幣の多きに過ぎざるの徴と思惟し、安んじて之れを發行す可く、若し然らずして、紙幣の相場、日に下落して、金銀との間に大なる差を生ずる時は、手早く用意して、紙幣の數を減ずるの法を施し、以つて禍を防ぐ可きである。斯くの如く用意して、常に其の時機を失はざれば、國內に紙幣下落の禍もなく、外國との取引に於いても、國産の品を安く金銀と交易する心配なかる可し。(同一三頁)。而して先生は、斯くの如く内外の事情に注意して、紙幣と金銀貨との間に大なる差なくして、彌々安心の點に在らば、準備金は殆んど不用のものであると思惟した。世間の商取引に入用なる高の紙幣を發行する時は、其の通用は準備の有無に關係ある可きでない。既に紙幣の尊重せらるゝことが金の如くであれば、此の貴重物の準備として、別に又、貴重なる正金を貯へて置くのは二重の手數と云ふ可きである。(同一四頁)。

然しながら、先生は紙幣をして全然金屬貨幣と兌換せられ得ざるものたらしめ、之れをして獨立なる本位紙幣 (Substantiges Papierwährungsgeld) たらしめんとする所謂「紙幣本位」論者ではない。先生は、前述の如く、準備金を以つて「殆んど」不用であると稱した。此の「殆んど」なる文字は、殊更らに用ひられたるものであつて、決して等閑に看過す可きではない。準備の正金は、經濟論に於いて事實不用なれども、如何せん、今の不文なる通俗世界に於いては、千百年來、理屈に拘らずして金銀を重んずるの習慣を成し、唯だ黃白の色を見て笑を含むの人情なれば、如何なる政府にても、紙幣を發行して、絶えて引替を爲さざるのみならず、公然と布告して、政府の金庫には一片の正金なし、此の紙幣は百年も千年も金銀に替ることある可らずと云はゞ、人民は必ず狼狽して、事實

入用の紙幣を厄介の如くに思ひ、様々に之れを用ひんとして、無用の品物を買ひ入れ、物價是れが爲め沸騰して、紙幣も謂れなく地に落つることある可し。之れを西洋の言葉にて「パニック」と云ふ、根もなきことに驚き騒ぐと云ふ義にして甚だ恐る可き變動なり。是に於いて乎、愚民の心を慰むるが爲めに、多少の準備金を要すること、爲るのである。是れ即ち、準備金が「殆んど」不用であつて、而も「全く」不用ならざる所以である。加之、紙幣は外國に通ぜざるが故に、若し國內に戦争又は饑饉等の如き不時の事變を生じて、外國の武器を購入し、若しくは米穀等を輸入するの已むなきに至つた場合に、其の代價として支拂ふ可き金銀貨は乏しく、去りとて金銀の代りに是非とも品物を渡さんとしたならば、其の品物の價は、之れが爲めに必ず下落して、俗に所謂「賣物を生捕らるゝ」の有様であつて、全國の損失たる可きである。是に於いて乎、又、平生よりして多少の準備金を必要とする。但し這般の準備金は直ちに紙幣の「後ろ金」たるものに非ずして、非常の「用意金」たるものである。(同一四―五頁)。而して先生は、紙幣の過不足を測定して、之れを加減するの容易ならざることを認め、又、往々人の耳目を眩惑して、通貨が、事實、既に十分なるも、尙ほ之れを不足なりと思惟せしめ、其の價は既に下落に赴くも、尙ほ通用に差支なしと思惟せしむる場合があつて、之れが爲めに益々其の發行を奨勵して不識不知の間に定りの度を過り、所謂「紙幣インフレーション」の弊に陥ることを戒めた。(同二八頁以下)。

四

福澤先生は、徳川の政治二百五十餘年、其の間全國内に寸兵をも動さざるの太平を續けながら、我が富の増進大

ならざりし原因中の一として、貨幣の改悪を認めた。(先生が明治十年に記されたる備考中の一章——「全集」第五卷三〇頁)。小判の價位は、慶長元和の初めから、元祿年間に至るまで、凡そ九十年の間は、明治の新貨に比し、其の價位十圓餘であつて變動しなかつたものが、元祿八年、頓に七圓以内に下り、僅かに十五年を経て、寶永七年には、又、降つて五圓に近づき、居ること五年にして、正徳四年には再び慶長の舊に復し、更らに僅かに四年にして、享保元年には慶長の上に位し、二十年を持續して、元文元年には、一時に六圓以下に下落したけれども、尙ほ寶永に比すれば、六十錢の差があつた。是れより八十餘年の間は、同一様であつて、文政二年に至り、少しく下つて五圓十錢と爲り、以下天保、安政、文久、慶應四十餘年間は、次第に下落するのみであつて、見るに忍びざるの慘狀を呈した。(明治十五年三月十三日より同十六日に互れる「時事新報」紙上の論説「通貨論」「全集」第九卷三頁)。即ち元祿の事は姑く擱き、享保元年より明治元年に至る百五十五年間に、小判の價は正しく十分の一餘に減じて、日本國民は現金の財産十分の九を減却せられたることゝ爲る。斯くの如きは、畢竟、其の時の勢であつて、此の勢を作爲せる者は徳川政府であると云はなければならぬ。即ち政府たるものゝ不徳と稱して可なりである。(同五一六頁)。

明治政府が、舊幕府に代つて、政權を掌握せる時、内外共に多端なる新政に必要な諸經費の財源を有することがなかつた。是に於いて乎、明治元年、當時の參與由利公正の建策を以つて此の財政難に對應するが爲めに紙幣を發行し、之れを金札と稱して、通用を十三年に限り、明治十三年には悉皆、之れを償却するの約束であつた。而

も人民は容易に之れを信ぜずして、當時の金貨二分判に比すれば、莫大の差を生じ、政府も遂に之れを制すること能はずして、人民相對の相場を許し、其の差、益々甚だしくして、際限なき勢であつたが、明治二年四月の布告を以つて、「金札の發弘は仁恤の御趣意なれども、兵亂の際、自然不通の向もありて、遂に正金金札の相場を以つて通用す可き旨布令ありしかども、今般、新貨幣鑄造の後は、改めて引替の道も立てらるゝに付、今より斷然相場を廢し、正金と同様通用する旨仰出され」云々の嚴令を下してから、國中、此の令に背く者なく、通用滞りなくして、絶えて疑ひを抱く者を見ざるに至つた。先生は、斯くの如きを以つて、「政府の嚴令に由るとは云ひながら、人民に於いて、苟も政府を信ずるに非ざれば、假令如何様の令あるも行はる可き事柄に非ず。然るに一令の下、直ちに之れに服したるは、蓋し國民が新政府を信ずるの漸く厚きを見るに足る可し」と傲して居られる。(同七頁)。

寛文元年、福井藩が幕府に請ふて藩札を發行してより、諸藩相次いで其の例に倣ひ、維新後に至つても、政府は其の繼續發行又は新規發行を許してゐた。而も政府は、明治二年十二月、其の増發を禁じ、同四年七月慶藩置縣と共に、之れが廢止を斷行し、其の一千六百餘種に就いて責任を引き繼いだ。而して政府は明治元年八月二十九日、各藩の私鑄を嚴禁し、次いで、之れに代る可き金銀貨幣を鑄造し、翌三年十一月、一度び本位貨幣を一圓銀貨たらしむる銀貨本位制に關する法律を制定し、同四年、之れに準據せる新鑄造を行つたのであるが、萬國悉く金貨本位制の國たらんとするを看取せる大藏大輔伊藤博文の同三年十二月二十九日の建築に従ひ、翌四年五月十日、金貨本位を基礎とせる「新貨條例」が制定せられた。

此の「新貨條例」には、新貨幣稱呼の事、其の算則の事、新舊貨幣比較價位の事、新貨量目の事より、金銀性合の事に至るまで、微細に記して明瞭ならざるはなかつた。例へば、純金銀の中に混合物は九百と一百との割合なりと、毫も隠匿する所なく、公然之れを國民に告げたのは、舊幕政府の時代に在つて、人の夢にも想像したることなき公布と云ふ可きである。先生は「當時數百年來の舊慣中に棲息する日本人にして、誰か新政府の公明正大を信じて、之れに驚かざる者あらんや、迷夢一覺、杲然たるが如し」と頌して居られる。(同八頁)。

然しながら、此の明治四年の金貨本位制は遂に失敗に終つた。「新貨條例」は金貨本位制の下に、各開港場に於ける貿易の便利の爲めに、當分の内、中外人民の望に應じ、流通區域を開港場のみに限れる無制限法貨にして、且つ自由鑄造の許されたる銀貨を認めてゐた。而して金銀兩貨の法定比價は一に對する一六・〇一であつたが爲めに、世界に於ける銀價低落の勢は、我が金貨をして海外に流出せしめなければ止まなかつた。是に於いて乎、政府は、明治八年二月二十八日、太政官布告第三十五號を以つて、量目二七グラム二一六の貿易銀を鑄造し、量目二六グラム九五七の舊銀貨と同價を以つて流通せしめんとし、我が金貨に代つて流入せる墨西哥を驅逐せんとせるも效果なく、終に同十一年五月の布告を以つて、從來開港場のみに限定せられた貿易銀を無制限法貨として汎く全國に流通することを許した。爰に至つて我が國は制度上、金貨本位國から複本位國と化した。然しながら、事實上に於いては、市場に流通せるものは主として不換紙幣であつた。明治政府は太政官札、民部省札、大藏省兌換證券、開拓使兌換證券等を發行して當座の用に充てた。太政官札は二年五月の布告によつて、五年限り、正貨と引換へらる可き管で

あつたが、四年の布告を以つて、新紙幣と引き換へらるゝに至つて、不換紙幣と化した。而して明治五年十一月十五日を以つて發布せられたる「國立銀行條例」に據つて國立銀行は設立せられ、政府は其の資本金の五分の三を、政府紙幣を以つて政府に收納せしめ、之れに對して六分利附金札引換公債證券を銀行に下付し、銀行は之れを擔保として、政府にて印刷したる同額銀行紙幣の下付を受けて之れを發行し、而して資本金の四分の一、其の發行せる紙幣に對して三分の二に相當する正貨を兌換準備として保存することとした。而も、當時は既に不換紙幣と化せる政府紙幣が需要を超過せる程度に於いて流通して居つて、正貨に對して幾分の價值下落を來すことを免れなかつた、而して連年の輸入超過は頻りに正貨を海外に流出せしめつゝあつた秋であつたが爲めに、國立銀行券は、其の發行と共に、直ちに正貨兌換の請求を受け、斯くて取付けられた正貨は、臆がて海外に輸出せられて、銀行は忽にして其の正貨準備の缺乏を憂へたのである。是に於いて乎、當時營業を行つて居つた第一、第二、第四、第五の國立銀行は連署して銀行條例中、正貨兌換の一項を改正せんことを請願し、又、其の改正容易ならざるが爲め、政府より「拜借金」を以つて僅かに一時の急を免ることが出來た。是に於いて乎、政府は遂に明治九年八月、從來の國立銀行條例を改正し、資本金額の八割に相當する公債證券を擔保として收納し、同額の銀行紙幣を下付し、銀行は其の流通せる紙幣に對して四分の一を通貨、即ち不換紙幣たる政府紙幣を以つて積み置き、紙幣引換の準備に充つ可きものと定められた。斯くして國立銀行紙幣も亦、事實上、一種の不換紙幣と化したのである。

斯くの如くして、政府紙幣は幾分其の價值下落し、通用、亦、圓滑を缺くの虞れなきに非ざるも、兎に角、明治

十年西南戰爭の勃發以前に於いては、種々なる努力に依つて、幸にも其の價值安定なるを得たのである。福澤先生は稍や溢美に過ぐるの言を以つて、明治初年に於ける政府の通貨政策を追想して下の如く述べて居られる。國民の政府を信すること愈々厚く、其の德義に感ずること愈々深くして、爾後、彼の金札は廢して、今の紙幣に引替たれども、新紙幣と新貨幣と並び行はれて、些少の差違なく、或ひは使用便利の爲めに紙幣を貴んで、民間の取引には、金銀貨より紙幣に對して、幾分の打歩を附するの勢なりしは、政府の美譽盛事にして、其の德義の頂上と云ふ可し。實數を以つて論ずれば、舊政府の末年より僅かに三五年を経ずして、舊時の一步銀百兩は新貨の凡そ百二十五圓と爲り、人民は之れが爲めに一步銀の財産に就き二割半の損亡を蒙りたれども、是れは兵亂中の一災難と認め、敢て新政府を怨む者もなく、天下の惡、一處に歸するは自然の勢にして、是れも舊政府の不始末なり、夫れも舊弊の致す所とて、唯だ舊政府を咎めて、時勢に安じたるは、是れ亦、人民堪忍の德義にして、政府の爲めに偶然の幸と云ふ可し。之れを要するに明治政府は維新の初め、通用貨幣の一事に就きては、俯仰天地に恥づるなきの處置を施して、人民の望を收攬し、開關以來、我が日本政府に比類なきのみならず、世界萬國に對して誇る可き立體の德義を表したるものと云ふ可し」と。(前掲「全集」第九卷九頁)。

而して明治七八年の頃よりして民間に金貨流出を憂ふるの論あるに及んでも、先生は尙ほ強ひて獨り自ら安んじて居られたことは前述の如くである。而して明治十年夏に記されたる未刊の一書中に於いても尙ほ「世人の動やもすれば、心頭に掛けて憂ふるものは、紙幣の事なれども、政府の爲めに謀つて、漫りに其の得失を斷ず可らず、本年日本國通貨の高、金銀銅貨、新舊紙幣、銀行札を合して、凡そ一億五千萬圓なり、隨分莫大の金額なれども、通用に差支なき事情あり、之れを察せざる可らず」と做し、紙幣は假令ひ今後若干其の數を増すも容易に其の價を下落することなかる可しと論ぜられた。第一に、古來、日本に於いては、諸藩札は勿論、假令ひ金銀貨であつても、其の通用は唯だ政府を信じ、政府を恐るゝの人心に依頼し、極印を自當として、地金の價をば間はざるの風であるから、現在の紙幣も政府の名に依つて通用し、人民は唯だ政府の保證と否とを詮索するまでであつて其の先きの考へはない有様である。第二に、引替の期限も附せられてゐない紙幣を信用するの理なきが如くであるけれども、今の日本の紙幣は、人民が之れを信するも信ぜざるも、之れを缺いては商賣取引の世界に事實上支障を生ずるが故に、通用するものである。第三に、日本に於いては古來爲替の仕組甚だ宜しきを得ず、今日に至つては世態著しく變じたと雖も、舊習は容易に脱することを得ない、且つ又、今日假令ひ爲替の仕組あるも、天下の財權、中央に集り、流通の道、一方に偏するが故に、其の不利も亦、少なからず、今の政府に租税を收むるの法も、其の時期を三度に定むるとは云ひながら、其の運轉、未だ必ずしも巧みであるとは信するを得ない、其の際には人民若しくは政府の手に通貨の滯つて不用なることがある可きである、又維新以來舊家舊業は既に廢滅して、新家新業は未だ其の基礎を固むるに至らない、所謂世間の不景氣不繁昌は現金取引を促し、通貨の用をして忙はしきに至らしめた。第四に、廢藩以後、租税は米納を金納に改め、官員の月給は固より金であつて、華士族の米祿をも金祿と爲し、前には米を以つて通用金の代用と爲したものが、今日に至つては、米は全く他の商品と異ならざるに至つた。斯くして通

貨の入用は前時に倍せざるを得ざることゝ爲つた。(全集「第五卷二二一七頁」)。

斯くて先生は、數量説を信じながら、國家に依る流通力の確認、商取引上に於ける必要、信用證券の不通及び貨幣經濟の發達に由つて、幾分の紙幣増發が、容易に其の價値を減少せしむるものに非ずと信じてゐた。然も先生は前掲の備考中に於いて「明治十年六月、通貨の高、凡そ一億五千萬圓、既に少しとせず、今後若し、一方には租税の金納を改めて米納と爲し、一方には益々紙幣を發行して、益々銀行を設けなば、遂に一度は通貨の價、下落して、諸色高直の世と爲らざるを得ず、此の時にも尙ほ直接に政府の損亡には非ざれども、通貨を握りたる者の災難と爲りて、全國の商賣工業に妨げを爲すの甚しきは固より言を俟たず」と説いて居られる。(同三一頁)。而して先生は、紙幣價値の低落によりて、貧民は果せらるゝことなきも、富人は多大なる損失を受くと做すの通説を難じ、富商大賈と、金紙の別なく現金を所持する者とを區別せざる可らずと論じ、通貨下落の爲めに禍を蒙ること甚しき者は、社會中の良民であつて、將さに産を成し、身代を増さんとする者である、心術律儀にして、よく家を守る者である、漸く積んで、漸く進み、社會富裕の源たる可き者であると斷ぜられた。此の輩の身代を冥々の際に減少するは草木の春芽を剪つて、其の發生を妨ぐるに異ならない。御用金の災害は大であるが、例へば大木の枝を切るが如くである。先生は、通貨下落の作用は御用金の害よりも更らに恐る可きであると觀た。(同三一―三頁)。

五

日本の國情を觀るに、古來、字を知り、書を讀み、政を談じ、經濟を論ずる等、都べて天下の大事に關はる者は、

悉く皆、士族であつて、農工商は唯だ士族の指揮に従ひ、其の風に靡くものと稱す可きである。王制一新の功を成し、外國の交際を開き、其の書を講究し、其の學術を採用し、貿易を盛にし、物産を勸むる等の事は皆、士族より發せざるはない。明治の初め、官員に列する者の十中、八九は皆、士族である。外國に遊學し、内國にて洋書を讀むものも皆、士族の子弟である。翻譯者も士族より出で、器械家も士族より出で、醫も士族であり、兵も士族である。概言すれば、當時、日本の文明は士族の手に在りと稱す可きである。福澤先生は、廢藩置縣後に於いて、士族の祿を削ぎ取り、一時に活計を奪はんとするの策を以つて、恰も文明世教の源を塞ぐに異ならざるものと觀た。加之、善を爲すに勇ある者は、又、惡を爲すにも氣力がある。今の士族に教を施すことなくば、忽ち亂暴無頼の域に陥り、啻だに國家の益を爲さざるのみならず、世間の風俗を亂り、他人の害を爲すこと甚しきに至る可きである。(明治四年、政府が廢藩置縣斷行後、未だ士族の祿制に就いては定説存せざりし當時、先生が政府當局に示されたる意見書——傳記「第三卷四一頁」)。

明治維新と共に、天下の政權は強藩の士人に歸して、彼れ等の寡頭政治が行はれた。此の寡頭政治、即ち先生の所謂「寡人政府」は明治の初め三五年にして、よく門閥封建の舊弊を一掃して遺す所がなかつた。寡人政府と雖も、多事の日に在つては毫も其の弊を見なかつたのであるが、明治五六年の頃から政府の事務が漸く整頓するに従つて漸く患を生じて、施政活潑なるを得ざるに至つた。先生は明治十五年の交に於いて、明治政府は文明の長風に駕して、門閥の舊物を破壊したる者であつて、今の人民が民權論を喋々するは政府の先例に倣ふものであると觀た。寡

人政府は、其の氣、常に餒えて、百年意の如くならず、些々たる事由よりして、官民の不調和を醸すことが多かつた。而して民權論者が寡人政府の士人を政治社會の外に驅逐せんとするも亦、非である。先生は唯だ鋭意官民の調和を企圖した。先生は官民の調和を圖らんとして、當時の寡人政府の爲す所の政策が極めて敬服し難きもの多きを見た。明治十四年夏の頃には、開拓使の官有物拂下が問題と爲つたのであるが、是れよりも更らに人民に對して損害を與ふること多きものは紙幣の下落である。而して先生は官民の軋轢を調和するの法は大に政府の門を開いて人を容れ、新政の機關を整へ、國中の政治家を包羅して、其の政策を殖産の世界に及ぼし、商工業を獎勵保護するに在りと做した。政府の内部整頓して、人民の信を得る時は、是れ等の事業を獎勵保護するは妨げなきのみならず、正に政府の責任として擔任す可きことであるであらう。保護政策の利害に就いては議論が多いのであるが、先生は是れ、保護其の者の不利に非ずして、唯だ保護の方法に就いて害あるのみ、其の保護を蒙る人物に就いて議論あるのみと思惟した。(明治十五年五月十七日より同六月十七日に亙る「時事新報」論文「藩閥寡人政府論」——「全集」第八卷八一—六九頁)。

明治十一年の「通貨論」は、同九年十一月に草せられた「分權論」、同十一年九月發兌の「通俗民權論」及び「通俗國權論」並びに同十四年發兌の「時事小言」と等しく、先生が官民調和の必要を特に痛切に感じて居られた時代の産物である。斯くて、先生は紙幣に關しても、「人民は容易に動搖せず、政府は容易に發行せず、唯だ商賣取引の實際のみに注意して、政府も人民も共に用心覺悟」せんことを主張せられたのである。

先生の論旨は、日本の財政に關しても亦、同様であつた。先生は、日本國の財政は毫も其の困難なるを見ず、假令ひ之れを困難なりとするも、今と昔とを比較すれば、困難の度を減じたと言はなければならぬ。困難の度を減ずるは、即ち豊裕の程度を増したるものであつて、今日は財政豊かなりと云ふ可しと論じた。(「時事小言」——「全集」第五卷三五—六頁)。然しながら、日本政府の財政は極めて困難であると云はなければならぬ。假令ひ今の歳入を以つて、今の歳出を償ひ、出入過不及もなく、負債の償却法も自から其の道ありとするも、政府は唯だ節儉を主義として僅かに之れに堪へるのみにして、更らに一步を進むること能はざるものゝ如し。顧みて國事の進歩如何を視れば、事の舉行す可きもの甚だ尠ならず、製鐵の法、盛大にせざる可らず、鐵道の建築獎勵保護せざる可らず、電信線の増架、郵便法の改良、其の他築港、漕河の工業より、文學、工藝の事に至る迄、其の事柄の洪大にして、人民の私に施行す可らず、假令ひ之れを施行するも、永遠の國益を爲すのみにして、目下の私利に薄きが爲めに、容易に着手すること能はざるものは枚擧に遑あらず、「海陸軍備の如きは誠に焦眉の急なれども、今日の財政にては、此の軍備をも尙ほ且つ改進す可き目途あることなし、況んや他の内國の事に於いてをや、其の進歩は殆んど期す可らざるものゝ如し」、「加之、維新以來、政府は紙幣を發行して、明治十三年六月の調に其の流通の高、國立銀行札と合して、一億四千三百餘萬圓の多きに至り、近來は其の價格下落して、之れが爲めに物價の騰貴を致し、一時小民の難澁するもの少なからず、又、富豪大賈にても、其の資産を通貨の姿にして所有するものは、不知不識の間に百分の三四を失ひ、甚だ不公平なる事なり、畢竟不換紙幣なればこそ斯る難澁、又不公平も生ずることなれば、

此の紙幣を處分するも政府の責任なれども、如何せん、今の財政困難にては、其の方便ある可らず、誠に堪へ難き次第ならずや。或ひは政府が仕法を嚴にして、諸々の冗費を省き、舊藩政に流行したる質素儉約の例に倣ふ程にしたらば、年々歳々幾分の餘財を得て、遂には紙幣を交換し、他の負債をも償却するの日ある可し、至極確實なる法なれども、儉約を以つて財を餘すの法は極めて緩慢なるものにして、天下泰平、徳川時代の如き無事の日には行はるゝも、今日の活潑なる活世界の列國に交際を開きたる日本に於いては或ひは不適當なるが如し、「政府の財政、困難なりと云ふ可し」。(同三五八―三六〇頁)。

然しながら、先生を以つて觀れば、元來一國の政府は其の國民の力に由つて立つものであるからして、其の財政の事も亦、國民の所關たらざるを得ない。即ち政府の財は國民の財である。國財とは唯だ國民の私財を集めて、之れに附するに公の名を以つてするものに過ぎない。故に政府の富むは、國民の財を出すこと多きが爲めである、政府の貧なるは、國民の之れを出すこと少なきが故である。昔年、門閥封建の世に在つては、政府と人民と相分れ、互に其の資産の貧富を告げずして、政府は人民より取らんとし、人民は之れを與へざらんとして、官民は恰も兩立し、宛然資産を別にする時代であつたが故に、政府に財政の困難があつても、之れを他人の事として悠々看過す可きであつた。然しながら、今日の政府は既に門閥封建の政府ではない。殊に國會を開いて、國事を議するの場合に至つたならば、政府の財政であるからと云つて、決して之れを傍觀す可きでない。人民個々の任として之れを負擔し、貧富共に其の責に當らなければならぬ。國民が奮つて財を出すの勇があらば、政府も亦、奮つて内外の事務を舉行

し、政權を強大にして、國權を皇張し、人民も亦、富強國民の榮名を得可きである。國民が吝であつて、財を惜しむ時は、其の政府は貧政府であつて、唯だ無爲にして、其の貧に處するの外、手段あることを得ない。然る時は人民も亦、貧弱國民であつて、之れに相當するだけの輕侮を受く可きである。(同三六〇―一頁)。

而も、兼ねてより「財政の困難を救はんとせば、歳費を節減するの他に一策なきなり」と叫んで居つた、純然たる自由主義的立脚地に立てる論者、田口卯吉博士(明治十三年七月草「經濟策」第七章——昭和三年六月版「鼎軒田口卯吉全集」第六卷一〇二頁)の如きは固より斯くの如き議論に満足すること能はずして、「政府の財政は果して困難なりや、若し之れを困難なりとせば、果して如何なる原因ありて、此の困難を來したるや。吾が輩、私かに意ふに、維新以來、政府の事務多端にして、終に此の困難を來したるのみ。而して事務の多端なるは、政府たる者の本質に非ずして、實に其の病なり。今若し、此の病あるや、政府の事務、必ず多端ならざる可らず。其の事務既に多端なり、政府、必ず其の財力を百方に散せざるを得ず。政府の財力、既に百方に散ず、何ぞ其の本務に専らなることを得んや。是に於いて乎、其の本務未だ完からず、其の附屬の職務亦、未だ擧らざるに際し、早く既に財政の困難なるに遭遇す、是れ實に財政困難の歴史なり」と反駁しなければならなかつた。(明治十四年十月二十二日發行「東洋經濟雜誌」第八十三號所載「財政の困難を論ず」——前掲「鼎軒田口卯吉全集」第六卷二七―八頁)。

六

明治十一年の交に於いて、信を政府に置くの見地より立論して、紙幣發行の便利に左袒せる福澤先生も、明治十

一年以來、紙幣の下落愈々甚しきに及んでは、罪なき人民が唯だ政府を信じて、終に其の財産を失ふの有様を默過することを得ざるに至つた。

先生は明治十四年の「時事小言」に於いて、官民一致を念とするの立場よりして、政府が太政官札を償却すること能はず、却つて新紙幣を發行して、舊官札に引換へ、其の高も次第に増加して、現在の巨額に上り、之れが爲めに物價の變動を來し、宛も「紙幣税」とも稱す可き一種の間接税を徵收するに至つたことも、政府に於いて歳出に相當する租税を徵收せざるが爲めに、政府の用度足らざるが爲めであつて、紙幣と云ひ、國債と云ふ、悉く皆、人民の負擔であつて、之れを償却するも、人民の當務の職分であるからして、敢て不平を訴ふ可きものではない、況んや、國會を開くの後に於いてをや、正しく自己の家より振出したる手形を引き替へ、自家の借入金を返済するに等しきものであると論ぜられた。(「全集」三六一—三頁)。國庫なるものは本來無一物であつて、國庫に財あるは國民より出したるものである、國庫の空しきは國民の未だ財を納れざるものである。國庫の負債は國民の負債であつて、國庫の利益は國民の利益である。故に紙幣發行に由つて、若しも政府に利する所があつたならば、其の利益は人民の利益と稱さなければならぬ。固より人民が是れに由つて直ちに利を得るのではないけれども、一時に租税を徵收せらるゝ代りに、徐々に之れを償却するの便を得るものである。然しながら、福澤先生は斯く論じながらも「其の價格の下落に就いて、國庫に利し、隨つて國民に利すると云ふ其の利益は即ち利益なれども、國民全體に就いては、甚だ不公平なる配分の法なり」と稱せざるを得なかつた。(同三六五頁)。

是れより先き、政府は、明治十二年より同十三年に亘り、紙幣價值の低下益々甚しく、銀貨の相場愈々騰貴するに及んで、或ひは洋銀の空取引を停止し、或ひは國庫の銀貨を賣り出して之れを防止せんとしたのであるが、固より大勢を阻止するを得なかつた。政府は、是に至つて、遂に不換紙幣整理の決心を固めて、十三年九月より紙幣回収に着手した。而して十四年十月を以つて大藏卿の椅子に就ける松方正義は、鋭意不換紙幣整理を企圖し、明治十五年六月第三十二號布告を以つて日本銀行條例は公布せられ、同年十月十日を以つて、同銀行は創立せられて政府紙幣整理の業に當ることゝ爲つた。

先生は明治十五年三月十三日より同十六日に亘る「時事新報」紙上の論文「通貨論」に於いて、政府に向つて、前掲明治四年五月の布告の精神に復歸す可きことを説いた。此の布告は「偶ま良性の貨幣は徒らに富家庫中の寶物と爲り、或ひは外國に輸出せしも亦、少なからず、遂に諸品換用の能力を失ひ、日常便利の道を塞ぎ、流通の公益殆んど絶えんとするに至る、實に是れ天下一般の窮厄にして、萬民の痛心更らに之れより大なるものなし」と告げてゐるが、今は則ち「金銀貨の善きものと、紙幣の惡しきものとを雜用して、弊害を生じたるものであるから、其の義に於いて異なることはないであらう。布告は又、「方今、貿易の道、彌々盛んなる時に當つて、舊弊を改め、精良の新制を設けずんば、何を以つて、流通の道を開き、富國の基を立てんや、是れ政府の責任にして、然も焦眉の急務たり」と告げてゐるが、洵に今日に在つて、紙幣の價位を舊に復し、精良の金銀貨と一樣ならしむるに非されば、富國の基は立つ可きでない、實に通貨の處分は政府の全權に存するものであつて、一日も怠らずして着手す可

きものである。先生は、一部論者の主張するが如き、金利低下策及び外國直輸出の獎勵等は姑く第二著の事業として之れを後日に譲り、政府は先づ焦眉の急務たる紙幣の處分を行ふ可きものと論じた。(「全集」第九卷一二―三頁)。

先生は紙幣の昂低動搖甚しき時は、利を重するの商人は只管、投機心に驅られて、「辛苦百年、錙銖の塵を積んで」糊口を圖り、正常の業務を事とすることなきに至り、「内國殖産の基礎を起して、外國貿易の利を百年に期するが如き」ことも、徒らに投機者流の冷笑を招ぐに終つて、我が國に於ける健全なる資本主義の發達を害すること多きものと認められた。(同一―二頁参照)。

七

多難なりし我が紙幣整理の業は着々として進捗し、遂に其の成功を見た。而して銀紙の差、殆んど消滅するに及んで、政府は明治十七年五月二十六日、第十八號布告を以つて、「兌換銀行條例」を發布し、日本銀行は翌十八年五月九日より兌換銀行券を發行するに至つた。而も我が國は明治十一年以來、制度上、複本位國なるに拘らず、正貨兌換は金銀兩貨を以つて行ふことなく、「兌換銀行條例」第一條は、日本銀行發行の紙幣は同行に於いて銀貨のみを以つて兌換する旨を規定し、同十八年六月六日の太政官第十四號布告は、政府發行の紙幣は十九年一月より漸次銀貨に交換することを規定し、我が國の幣制は、事實上、銀を基礎とするに至つた。

福澤先生は、明治二十三年五月、紙幣整理の跡を回顧して、紙幣の始末は、極めて慎重の態度を以つて、あらゆる方便を盡して、徐々に正常の状態に復せしむ可き筈であつたに拘らず、其の憂を憂ふるの切なるの餘り、急劇の英斷を以つて唯だ一筋に流通の紙幣を減じ、僅かに二箇年ばかりの間に、之れを縮少し盡して、明治十八年中には舊數の一億二千萬圓に復し、銀紙の相場の世たらしめ、是れが爲めに明治十五年末から同十六年以來の經濟界に流通紙幣の急縮と共に物價の急落を招來し、爲めに農工商の倒産算なく、西南の役に費したる彼の四千萬圓の如きも、之れを近年倒産したる者の失ふ所に比すれば、寧ろ少なる可しと論じた。先生曰く、人間の禍は獨り戦争のみでない、理財の得失に由り、其の影響する所は、時としては干戈よりも甚しきものがあると。(明治二十三年五月二十九日より六月四日に互れる「時事新報」論文「財政始末」―「全集」第九卷一四八頁)。

而して先生は、其の後、紙幣急縮の病症は變じて、公債騰貴、金利下落の難症と爲れることを悲み、此の難病を根治せんが爲めには、現病の病根たる公債證書の價と金利の割合とを平に復せしむるの一法あるのみと觀た。其の方は極めて容易である。金利と公債とは相互に交感神經の通ずるものであつて、金利が昇れば、公債は降らざるを得ないのであるから、今、中央銀行で金利を引上げ、公債證書擔保の價格を落す時は、公債の市價は忽ち下落を催し、公債が下落すれば、金利は之れに應じて騰貴し、双方互に因と爲り、果と爲つて、相互に上下し、遂に東洋の一國たる日本相應の邊に止まる可きである。然しながら、先生は、其の療法を施すに當つて、急劇の手段を用ひたならば、恰も、従前の過誤を繰り返すものであつて、其の危険は更らに恐る可きものがあると做した。(同一六〇―一頁)。先生は、當時の工業會社は、室の早咲きの如く、低利と名づくる人爲の温室中に成長したるが故に、之れを高利の寒氣に露す時は、忽ち凋落す可き處れあるものと考へた。(同一六二頁)。

我が國は、前述の如き事情に由つて、明治十八年を以つて紙幣國より銀貨國と變じたのであるが、銀貨の下落が世界的大勢と爲つて、其の回復は容易に望む可らざるに至つたが爲め、銀貨國たる日本の損失する所あるは固より當然の數であつて、免る可らざる所である。然しながら、其の損失額は、日本國中に現存する銀地金總額の三割五分以上に上る可きでない。然るに、銀貨下落の爲めに、西洋の金貨國より輸入せんとするものは、恰も三割五分の海關税を課せられたる有様であつて、西洋製造品の日本に入り易からざる其の反對に、我が國から輸出するものは、出づるに易く、其の輸入の困難は、自然に、内國の製造工業を促進して、國中に需要に應じ、各工場をして新事業に慣れしむるのみならず、同時に輸出の容易なるが爲めに、世界各地に日本品の販路を開くの好機會を與へ、他の銀貨國たる支那其他に對して、西洋諸國と市場を争つて、常に勝ちを制するに至らしむ可きものである。先生は、地金の總額三割五分の損失は、這個一國永遠の大利益を購ふの代價であつて、惜むに足らざるものと思惟した。(明治二十六年一月十九日より同二十二日に互れる「時事新報」論文「銀貨下落」)「全集」第九卷二〇四―五頁、並びに前掲「幣制改革」)「全集」第九卷二二六―七頁)。

固より數理一偏の論よりすれば、金の價が昇れば、物價は直ちに之れに準じて下落し、銀の價が降れば、物價も亦、直ちに其の割合に騰貴して、何等の變動もない筈であるけれども、經濟社會の事情は案外に緩慢であつて、進退が直接でない。西洋諸國の銀貨が下落したからと云つて、銀貨國たる日本の物價に其の影響を及ぼすまでには多少の時日がある。其の間に於いて次第に日本の諸工業の發達を致して今日に至つたのである。先生が、日本の幣制

をも金貨本位に改めんとする論者に對して、反對論を唱へ、冷評し去られたのは、關稅自主權を有せざる新開國、資本主義の後進國たる日本が銀貨下落に由つて偶然に得たる保護稅の實利益を失ふことなからんが爲めであつた。(同二二七頁)。

然るに世界經濟の大勢は遂に欺くことが出来なかつた。明治二十四年の頃から、銀價下落による物價騰貴の事實は甚だ明かと爲つて、彼の所謂保護關稅、即ち金銀差違の僥倖も、我が商工業に取つて、歲月と共に、次第々々に其の功能を減じた。福澤先生は、内國の物價及び賃銀の漸騰に隨つて、金貨國に對する保護稅的利益は次第に薄らぐものと覺悟しながら、尙ほ明治三十年二月に至つても、果して當時の物價及び賃銀は既に騰貴の頂上に達したるものであるか如何かを疑問として、政府が近く議會に提出せんとする金貨本位制案に對し、實地問題として、尙ほ幾多の講究を要するものあるを觀た。(同二四二頁以下)。

而も、世界經濟の大勢より觀れば、世界的通商を行ひつゝある日本が、通貨の一事に至つては、我れは銀、彼れは金と相互に立分れ、恰も別世界の觀を成して、相互に直接近密の商取引を行はんとするは、根本よりして不可なるを知る可きである。先生は資本主義の後進國たる日本が、數年來、銀貨本位の故を以つて、商工業に實利を齎したると同時に、其の技術熟練を進歩せしめ、今尙ほ進歩せしめつゝある有形無形の僥倖を、唯だの一年にても、三年にても、持續せしめて文明商工の教育を卒へしめんことを希望したのであるが、而も當時の先生の經濟論は既に多く自由主義への歩を進めて、日本が果して金貨國たらんには、幸に改正條約實行の日も近くして、外人の内地に

雜居するものは、吾々と共に、我が法律の下に居て、共に生計を營み、進退運動、正しく吾々の同胞兄弟にこそあれば、此の兄弟が日々に取扱ふ所の金錢も亦、吾々と同様ならざる可らず、之れを大にして、外人が日本の公債又は株券等を買ふことあらん、自から外資輸入の道にして、我が殖産界に活氣を添ふるに足る可し、或ひは日本の富豪大家が倫敦紐育に乗出して、資本を卸すこともあらん、商賣は世界の商賣なり、人々の見込次第、東西南北、來往自在にして、唯だ利益の在る所に就く可きのみ。眼光豆の如くにして考ふればこそ、彼我貨幣を同うせば、外資忽ち我が國に來集して、利を専らにせらるゝこともある可しなど、心配する者あれども、是れぞ鎖國根性にして、共に世界の經濟を語るに足らず」と論じたのである。(同二四六頁)。

先生は實に千里の遠きを照す燈臺たるよりも、寧ろ僅かに一步の闇を照す提燈と爲つて、政府及び民論を指導せられたのである。

(附記) 吾人は昨年十一月九日、「福澤先生研究會」に於ける高橋義雄氏の講演を聴き、又、同氏の嚴密なる訂正を経たる同講演速記録を讀み、三浦梅園と福澤先生の父百助氏との關係に就いて些か疑問を有する旨を本誌一月號に記したのであるが、今、「三田評論」二月號(第四百二十六號)に登載せられたる同速記録を見るに、右の箇所は全然削除せられてゐる。吾人は是れに由つて、此の極めて興味深き挿話が永く葬り去られたことを深く遺憾とする。尙ほ吾人は前掲拙稿に於いて、野本雪巖と同白巖とは同一人物には非ざるかを疑つたのであるが、「福澤先生傳記編纂所」富田正文氏の注意に由つて、昭和七年版、石河幹明氏著「福澤論吉傳」第一卷三一頁六行目に「中津で

は野本雪巖に師事し」云々であるは、實に「白巖」の誤記であつて、白巖は福澤百助氏の父たる雪巖の子であり、福澤先生の師、照山白石常人の師たることを明かにすることが出來た。右の誤記は、「傳記」第二卷に附せられたる正誤表中に訂正せられて居つたのであるが、吾人は前記拙稿執筆の際には全然、同表の存在を知らずして此の輕率の筆を弄したることを深く恥する。尙ほ野本雪巖父子の傳は、昭和七年七月大分縣下毛郡教育會版「下毛郡誌」六五六―六六一頁に載せられてゐる。吾人は茲に謹んで富田正文氏の懇切なる教示を感謝するものである。